|  |
| --- |
| **３０１３．輸出申告等照会** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＩＥＸ  （ＩＥＸ０Ｗ） | 輸出申告等照会 |

１．業務概要

以下の手続き（以下、「輸出申告等」という。許可が行われた場合は「輸出等許可」という。）の内容及び手続き状況を照会する。

本業務は該当輸出申告等情報がシステムから削除されるまでの間、行うことができる。

①輸出申告（貨物が搬入前（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込前）に行われた申告（以下、「搬入前申告」という。）を含む。）

②積戻し申告（搬入前申告を含む。）

③特定輸出申告

④特定委託輸出申告

⑤特定製造貨物輸出申告

⑥展示等積戻し申告

⑦輸出マニフェスト通関申告（搬入前申告を含む。）

⑧輸出許可内容変更申請

⑨積戻し許可内容変更申請

⑩特定輸出許可内容変更申請

⑪特定委託輸出許可内容変更申請

⑫特定製造貨物輸出許可内容変更申請

⑬展示等積戻し許可内容変更申請

⑭輸出マニフェスト通関許可内容変更申請

⑮輸出取止め再輸入申告

⑯特例輸出貨物の輸出許可取消申請

２．入力者

全利用者（厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

３．制限事項

なし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

（Ａ）システムに登録されている利用者であること。

（Ｂ）入力者が税関以外の場合は、検査立会者として指定されている利用者であるか、以下(a)(b)のいずれかであること。

（ａ）入力者が税関、輸出入者以外の場合は、以下のいずれかであること。

＜Ａ＞輸出等許可前に照会する場合

①「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務を行った利用者。

②申告予定者または輸出申告等を行った利用者。

③申告予定者または輸出申告等を行った利用者に対して、申告可能な旨がシステムに登録されている利用者。

＜Ｂ＞輸出等許可後、「輸出許可内容変更申請事項登録（ＥＡＡ）」業務、「輸出マニフェスト通関許可内容変更申請（ＭＡＦ）」業務、「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）（ＥＡＭ０１）」業務または「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録（ＥＥＡ）」業務前に照会する場合

①ＥＤＡ業務を行った利用者。

②輸出申告等を行った利用者。

③輸出申告等を行った利用者に対して、申告可能な旨または許可後訂正可能な旨がシステムに登録されている利用者。

＜Ｃ＞ＥＡＡ業務、ＭＡＦ業務、ＥＡＭ０１業務またはＥＥＡ業務後に照会する場合

①ＥＤＡ業務を行った利用者。

②輸出申告等を行った利用者。

③ＥＡＡ業務、ＭＡＦ業務、ＥＡＭ０１業務またはＥＥＡ業務を行った利用者。

④輸出申告等を行った利用者に対して、申告可能な旨がシステムに登録されている利用者。

＜Ｄ＞手続きを行った者と利用者コードが異なる場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

（ｂ）入力者が輸出入者の場合は、以下のいずれかであること。

①輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されている輸出者の情報出力先利用者。

②輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されている輸出者の情報出力先と異なる利用者の場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

（Ｃ）検査立会者として指定されている利用者

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

なし。

（３）輸出申告ＤＢチェック

（Ａ）輸出申告等番号が輸出申告ＤＢに存在すること。

（Ｂ）入力者が輸出入者の場合は、以下のチェックを行う。

①輸出等許可済みであること。

②輸出許可内容変更申請に係る情報でないこと。

③輸出取止め再輸入申告に係る情報でないこと。

④特例輸出貨物の輸出許可取消申請に係る情報でないこと。

（４）輸出マニフェスト通関申告ＤＢチェック

（Ａ）申告番号が輸出マニフェスト通関申告ＤＢに存在すること。

（Ｂ）入力者が輸出入者の場合は、以下のチェックを行う。

①輸出許可済みであること。

②輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請に係る情報でないこと。

③輸出取止め再輸入申告に係る情報でないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、輸出申告照会情報（大額）の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）輸出申告等照会情報編集出力処理

輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢより輸出申告等照会情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 輸出申告照会情報（大額） | （１）申告等種別がＥ、ＮまたはＭで、輸出申告（大額）に係る情報の場合  （２）エラーの場合 | 入力者 |
| 輸出申告照会情報（少額） | 申告等種別がＥ、ＮまたはＭで、輸出申告（少額）に係る情報の場合 | 入力者 |
| 積戻し申告照会情報（大額） | 申告等種別がＲで、積戻し申告（大額）に係る情報の場合 | 入力者 |
| 積戻し申告照会情報（少額） | 申告等種別がＲで、積戻し申告（少額）に係る情報の場合 | 入力者 |
| 特定輸出申告照会情報（大額） | 申告等種別がＴで、特定輸出申告（大額）に係る情報の場合 | 入力者 |
| 特定輸出申告照会情報（少額） | 申告等種別がＴで、特定輸出申告（少額）に係る情報の場合 | 入力者 |
| 展示等積戻し申告照会情報（大額） | 申告等種別がＧで、展示等積戻し申告（大額）に係る情報の場合 | 入力者 |
| 展示等積戻し申告照会情報（少額） | 申告等種別がＧで、展示等積戻し申告（少額）に係る情報の場合 | 入力者 |
| 輸出マニフェスト通関申告照会情報 | 輸出マニフェスト通関申告に係る情報の場合 | 入力者 |

７．特記事項

（１）申告可能者による照会権限について

利用者Ａが、「申告可能者登録（ＵＫＹ）」業務で、申告可能な利用者として、利用者Ｂを登録した場合、利用者Ａの申告情報について、利用者Ｂが照会可能となるが、利用者Ｂの申告情報については、利用者Ａが照会することはできない。

利用者Ｂが、ＵＫＹ業務で、申告可能な利用者として、利用者Ａを登録した場合、利用者Ｂの申告情報について、利用者Ａが照会可能となる。